

# 求人・求職者のみなさまへ

株式会社札幌シッターサービス

## 取扱職種の範囲等

- ・当事業所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

## 手数料に関する事項

### 1. 求人者から徴収する手数料

#### (1) 厚生労働省令で定める手数料（上限制手数料）

- ・上記、手数料は一切申し受けません。

#### (2) 届出制手数料

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

#### (3) 労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

- ・上記、手数料は一切申し受けません。

### 2. 求職者から徴収する手数料

- (1) 手数料を徴収する場合は、別紙の手数料表により申し受けます。通常は無料です。

## 苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の 奥山 真治郎 です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

## 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 奥山 真治郎 です。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- ・当社が求職者の個人情報収集、使用、保管する目的には、職業紹介で応募する求人先に応募情報を提供する際に使用すること、職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先、取引先に提供する際に使用することがあります。

## 返戻金制度に関する事項

### 1. 返戻金制度を設けています。

別紙の返戻金制度を参照

(別紙)

## 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1000 円以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 ----- 成功報酬 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス  【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 % 以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-ユ-300600

事業所の名称 株式会社札幌シッターサービス

所在地 札幌市中央区南 2条東6丁目5番地

## 返戻金制度

株式会社札幌シッターサービスの紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社日以後 1ヶ月以内の場合はサービス手数料の70%を返還する。
- (2) 入社日以後 1ヶ月より 2ヶ月以内の場合はサービス手数料の50%を返還する。
- (3) 入社日以後 2ヶ月より 3ヶ月以内の場合はサービス手数料の30%を返還する。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。